

令和8年度 公立大学法人岐阜県立看護大学障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針

令和8年4月1日

総務課

1. 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

2. 対象となる施設

この方針の対象となる施設は、次のとおりとする。なお、岐阜県が作成する小規模作業所等・母子福祉団体登録名簿に掲載されている団体とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービスを行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
- (5) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 在宅就業障害者
- (8) 在宅就業支援団体
- (9) その他上記に類する施設、団体

3. 調達する物品等及びその目標

種別	調達品目	調達目標額
物品	事務用品、食品、小物雑貨、その他の物品	10千円
役務	印刷、筆耕、清掃、除草、テーブル起こし、クリーニング等	

4. 推進の方法

障害者就労施設等からの物品の調達を推進するため次の取組を行う。

- (1) 予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約を活用する場合には、障害者支援施設等からの調達の推進に努める。
- (2) 調達を円滑に進められるよう、積極的に地方公共団体等を通じて障害者支援施設等及びその提供可能な物品等の情報収集を行う。

5. 調達実績の公表

調達実績は翌年度の6月末までに取りまとめ、大学ホームページ等により公表する。